

二 鍋島藩政の展開

(一) 島原の乱

1 一揆勃発の背景

島原の乱は島原領主松倉重政やその子勝家の過酷なキリスト教徒弾圧に対する領民の反抗から起ったという。なるほど、この乱に参加した人々が生活を営んでいた島原半島やその対岸天草諸島はキシタン大名有馬晴信や小西行長の旧領でキリスト教が盛んであり、これが禁ぜられた後でも、この信仰が根強く残っていて「救世主が現れてキリスト教徒を救ってくれる。」ということがいい触らされていた。しかし、それだけではなく、彼等を一揆に駆り立てたのはもっと切実な経済的なものがあつたのである。島原の乱発生直後家老多久美作守茂辰、鍋島若狭守茂綱が江戸の藩邸に出した報告書の一節に

右の起りは彼地二、三年耕作損毛仕り候故未進（年貢を納めない）など過分に御座候を催促きびしく御座候について、兎角継命成り難く候間、一篇きりしたん衆に罷り成り^①

とある。大体、島原と天草は山地が多いところで田畑が少なく、しかも地味はやせて農産資源に恵まれない土地であつた。特に寛永十一年（一六三四）以後は凶作が続いて餓死者が続出する有様であつた。そんな状態に無関心な領主松倉氏は苛斂誅求かれんちゆうきやうの限りをつくした。すなわち、

六万石の在家に囲炉裏銭・火燵銭・窓銭・棚銭たなせん・戸口銭・死人に穴銭・生子に頭銭を懸け、その上取る寛永五年に邪宗御制禁の時、松倉領の者邪宗を改むるに依つて皆八木（米）を与えとらせぬ。其八木を当年に限りて七割の利倍をつけて厳しく相納むべき旨、呵責す。^②

という有様であつた。そして納税を怠つた者には母親や妻子を水牢みづうにいれて苦しめたり、裸にして柱に縛つて灼熱しやくねつの鉄片を身体にあてたり、両手を縛つて簀みを着せ、それに火をつけて苦しめるなどの慘酷な刑を科した。このように年貢未進者に対する苛酷かこくな刑罰もキシタン取締りの名目で巧みにカムフラージュすることができたのである。^③

なお、この島原の地には有馬直純が慶長十九年（一六一四）日向（宮崎県）の延岡に移されたとき、他の土地に移ることをこぼんで、そのままの地に帰農した武士が少なくなつたのである。彼等は名前は農民であつても、実際は武技に熟達した武士であつた。それは唐津領の天草でも同様で、小西の牢人で帰農していた者が相当多く残存していた。一揆の首領益田甚兵衛・四郎親子のほか五人の牢人について『細川家記』に「小西家の牢人益田甚兵衛好次というもの、天草の内、大矢野の産なりしに近年は宇土郡に隠れ、農業を働き、旧里大矢野にも往来いたし（中略）外に五人の小西牢人あり、島原領に紛れ入りて下民をたぶらかし候」とある。島原の乱の指導者はこれら土豪たちであつた。単なる農民だけの集団ではなかつたのである。

2 頑強な一揆の反抗

寛永十四年（一六三七）十月十五日、島原半島深江村（長崎県南高来郡深江町）に発生した一揆は有江村代官林兵左衛門をまず血祭にあげ、同二十五日には島原城下に迫り、寺院や町家を焼き、城門を破壊して引き揚げた。天草でも島原より十日ほどおくれて九州本島の宇土郡に接した同島東部一帯に一揆が起った。そして十一月十四日、本渡（熊本県本渡市）を攻めたので福岡城を守る城代三宅藤兵衛は城を出てこれをむかえ戦ったが、十数倍にあまる一揆勢に敗れて戦死した。ついで福岡城を攻めて失敗した天草一揆勢は四郎時貞を奉じて島原にわたり、島原のそれを合流して有馬氏のかつての居城、原城に拠ったのである。この城は東・南・北の三方を海に面し、水岸高くそびえて屏風（びやうぶ）のようであり、西の一方のみ陸続きであるが、「峻岩（しゅんがん）数丈」で、その下の方に深田や塩浜があるという天然の要害であった。

島原城主松倉勝家は在府中であつたので、家老の岡本新兵衛・多賀主水は直ちに隣藩の佐賀藩と熊本藩に救援を依頼したが、留守をあずかつていた佐賀藩家老の多久茂辰・諫早茂敬は「公儀（幕府）の仰せ渡しに隣国に出入（でいり）これある刻（きざし）、御下知なく罷り出でざる様にと堅く仰せつけられ候」^④、すなわち、隣国で紛争があつても、幕府の許可なしに領外出兵はできない旨を答えて救援をことわっている。これは熊本藩でも同様であつた。いうまでもなく寛永十二年（一六三五）の『武家諸法度』に

一、江戸ならびに何国に於て縦令（たとい）何等の事にありと雖も、在国の輩は其所を守り、下知を相待つべき事^⑤

とあるものによつたものである。こうしてわずか三〇〇〇人の松倉勢で守る島原城は兵糧も欠乏し、落城の危機に直面していた。

同年十一月九日になって、ようやく江戸に島原一揆の急報が届き、板倉重昌と石谷貞清が上使として現地に派遣されることになった。松倉勝家もすぐ帰国を命じられ、もし松倉氏だけで鎮圧できなかったら、佐賀



島原城（長崎県島原市）

の鍋島氏と熊本の本細川氏が加勢することになった。同十二日になると、天草にも一揆が勃発（はつ）したことが幕府に伝えられ、一揆が各地に統発することになて、九州の大名はそれぞれ領国に下ることになり、鍋島家では藩主勝茂の子元茂と直澄が十四日と十五日に相ついで江戸を發つて下国した。上使の板倉・石谷一行は十七日大坂着、二十六日小倉着、十二月一日佐賀領寺井津（佐賀郡諸富町寺井）から乗船、同三日神代（長崎県南高来郡国見町）に着いた。現地の実情を見て愕然（がくぜん）とした板倉は九州の諸將に早打ちをだして加勢を命じた。鍋島家では総勢三万四千余人を二手に分けて、大手の島原口に一万六千人、搦手（なめ）の千々岩口に一万四千人にわけて進撃した。一揆の本拠千本木（島原市千本木）の備えに一五〇〇人を待機させた。同月五日、元茂・直澄も佐賀につき、元茂は搦手、

直澄は大手の指揮をとることになった。佐賀勢の総指揮官は直澄であった。

上使板倉重昌の指揮のもとに鍋島・立花・有馬・松倉の諸勢は十二月十日ごろまでに原城から十町（約一キロ）ほど離れたところに布陣し、包囲体勢を固め、十九日になって攻撃にかかった。それは夜半に諸家の陣地に一斉に関の声をあげ、鉄砲を二、三度撃ちかけて城中をおびやかして、夜明けに松山の出丸に攻めあがる。そこに敵を牽制して大手から攻め入る作戦であった。陽動軍としての松山攻撃には鍋島家の老将諫早豊前守茂敬があたることになった。翌二十日夜明け、茂敬は手勢三〇〇人をひきいて松山（天草丸）に攻めのぼった。城内からたちまち鉄砲を乱射され、九四人の戦死者をだしたが松山を占領して旗印をあげた。一方、大手の先陣を命じられた立花宗茂の指揮する五千余人は大手城門に迫ったが城中から小石を投げられ、熱湯をあげせかけられた上に、鉄砲の集中射撃をうけ、戦死傷者三八四人をだした上に松倉勢が攻めおくれたので、ついに引きあげた。

十二月三日、新上使として老中松平信綱と美濃大垣城主戸田氏鐵が江戸を発した。この両名の派遣は俗説のように一揆の勢力が強くて原城がなかなか陥落しないので幕軍指揮官を更迭するためではなかった。一揆鎮定後の島原天草地方の「御仕置き」すなわち後始末のためであった。⑥そのときまでは幕府は一揆の力をそれほど大きく見ていなかった。同月二十八日、小倉に着いた信綱一行は、飯塚・原田を経て肥前の寺井津から有明海を渡って島原の近くについたとき、功を急いだ板倉内膳正重昌は翌年元旦に原城総攻撃を行い、自ら陣頭に立って壮烈な戦死をとげたことを聞いた。この日、鍋島勢は二の丸・松山方面の攻撃に当たったが、一揆の抵抗が激しく、佐賀勢だけで戦死傷者二五〇〇余名、うち戦死者三八〇人、攻撃軍全体で五〇〇〇人、

城中の一揆勢の損害は、わずか九〇人、実に惨たんたる幕府軍の敗戦に終わったのである。

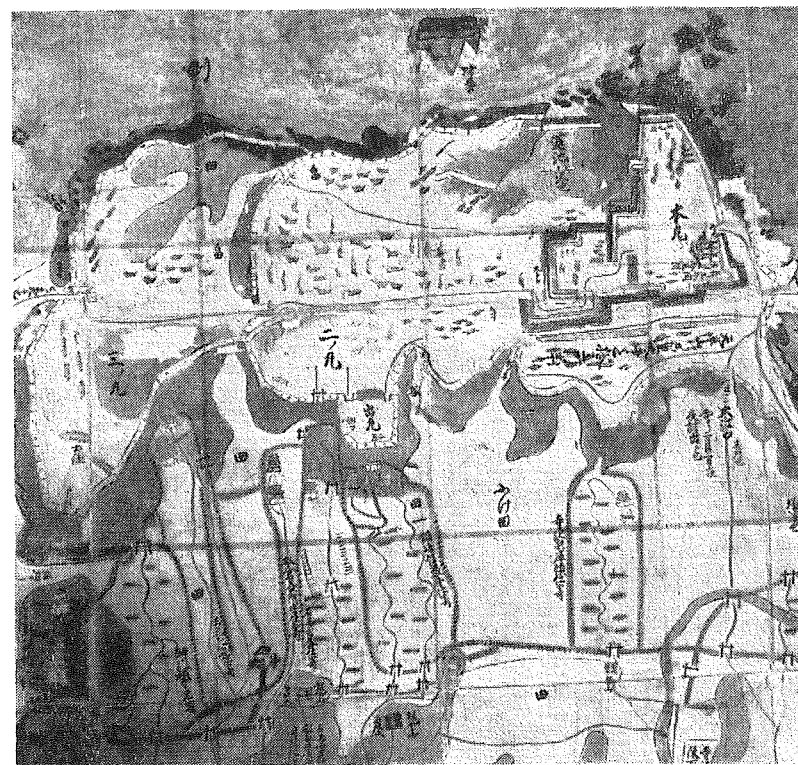
3 原 城 陥 落

寛永十五年（一六三八）一月四日、島原表の第一線に着陣した信綱は諸家の陣地を巡検、攻撃を急がず包囲陣を強化して持久戦をとった。すなわち、城中を見下すほどの築山を陣中に築かせ、その間に勢楼（やぐら）や仕寄（前衛陣地）や竹束を構えさせた。十八日、両上使は次のような指令を出した。すなわち拔駆（ぬけがけ）してはいけない、柵を第一、築山を第二にして、そのあとで仕寄道具にかかること、道づくりの人夫を一万石あたりに一人ずつ出すことであった。

元旦の原城総攻撃で板倉重昌が戦死し、石谷十蔵も負傷したことは十二日には江戸に報告され、一揆勢の団結とその巧みな籠城作戦の侮り難いことを悟った幕府は西国の大名を総動員して一挙に落城しようとした。この戦にいたずらに時を費すのは幕府の權威の失墜を意味するからであった。そこで佐賀藩主鍋島勝茂は細川忠利（熊本）、有馬豊氏（久留米）、立花宗茂（柳川）などとともに九州に差遣わされることになり、同月二十八日佐賀領に着き、居城にも立ち寄らず、直ちに寺井から渡海、翌二十九日、島原に着陣した。

二月二十一日夜、幕府軍の包囲によって糧道を絶たれ、餓死寸前になった城中一揆勢は三〇〇〇人を三手に分けて黒田・寺沢・鍋島の陣地に夜襲を試みた。幕府軍もよく防いだので一揆勢は二九〇余人の死者を残して引き揚げた。佐賀勢の戦死者は八五人であった。

同二十九日には数々の実戦経験を積んだ備後福山城主水野日向守勝茂の意見により、松平信綱は翌二十六



『原城攻陣営図』（佐賀大学小城鍋島家文庫）

日を総攻撃に決定した。ところが夜に入って雨が降り始め、風も烈しかったので二十八日卯の刻（午前六時）に決定された。

二十七日の朝、鍋島直澄は柵の内部を巡視中、家臣の大木兵部から敵は出丸を明けて奥の二の丸に引き揚げているという報告をうけた。直澄の連絡によって勝茂は大勢楼に登って、これを確めると上使に向って出丸を占領して仕寄を二の丸につけたいと願いだ。信綱は他の諸勢が総攻撃と勘違いする恐れがあると躊躇したが、長崎奉行の榊原

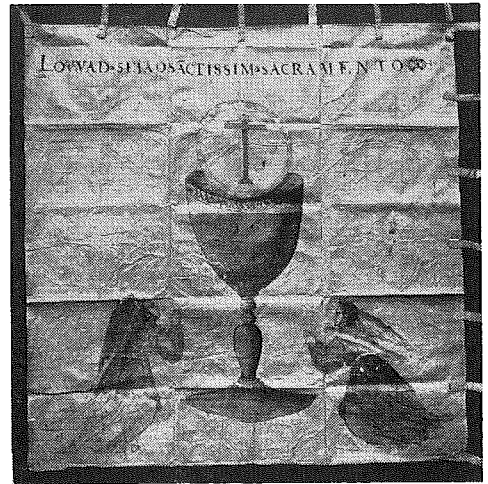
飛弾守職直が勝茂の意見に賛成したので、他の軍勢に総攻撃は明日であることを再び通達して鍋島勢の出丸進出を許可した。

二十七日、午の刻（十二時）鍋島勢がそれぞれ楯をかついで仕寄を出丸につけようとすると、二の丸土手から城兵がはげしく鉄砲を撃ちかけてきたので、味方に死傷者が続出した。しかし、先手は穴道を通って出丸に入り、さらに鍋島家の家臣石井弥七左衛門、同伝右衛門は榊原飛弾守親子と前後して、ついに二の丸一番乗りを敢行した。そのとき神代常氏の家臣・石隈五郎左衛門は二の丸の北の家に火を放ったが、折からの北風に煽られて、たちまち燃え広がって黒煙は天に冲した。勝茂も総勢に下知して出丸から二の丸に攻め入った。一揆勢は追い立てられて、ついに二の丸から本丸に閉じ籠った。

諸家の軍勢もこれを見ると続々と行動を開始して本丸を包囲した。一揆勢もここを先途と激しく防ぎ戦ったので、凄惨な殺りくが行われ、城堀は死体で埋まるほどであった。

翌二十八日、本丸攻略が決行された。本丸一番乗りについては、これを争う者が一六人もいたという。われ先にと突入したので誰が一番乗りであったか判明しない。

この日、佐賀勢のうちで剛勇の士といわれた鍋島大膳正之は主従二四名で、二十八日の夜明けから本丸の北の城壁に登り、城兵を切り伏せ、松平信綱の家来・奥村権之丞やもと立花家茂に仕えていた三枝喜内などとともに本丸一番乗りの名乗りをあげ、相互に証人となることを約束している。さらに大膳は城中にあった天草四郎時貞の旗指物を分捕ってきた。これは約一メートル余の正方形の大きな旗で白の模様の綸子（厚くて艶のある絹）の布地に絵具で二人の天使が左右から聖杯を礼拝しているさまを描き、その上部ではポル



鍋島大膳が奪取した天草四郎の旗指物

4 原城一番乗りの真相

寛永十五年（一六三八）六月四日、原城攻撃について尋問したことがあるので参府せよとの老中奉書が出されたので、勝茂は同二十六日、幕府評定所に出頭した。そこで、去る二月、上使の命令した城攻めの期日を守らず、前日に出撃した理由を糾問された。勝茂は、

一揆が出丸を退いたので出丸の塀に押し寄せて、そこを丈夫に堅めようと伊豆守殿の下知を守り櫓や竹東をもって出丸に運び入れようとしたら二の丸土手から鉄砲や横矢を打ちかけてきたのでよんどころなく先

手の者が二の丸に一番乗りした次第です。それに第一線の指揮をとっている倅の元茂や直澄が「わかし（若輩）もの」でございしますので「無遠慮」にも出丸の土手から二の丸に乗りこんでしまいました。しかし二十七日の「城乗り」の儀は決してかねてから「相企み」（計画）して行ったのではなく、しかも先手のもののうち、仕寄番のものばかりで乗り込んだ次第で、そのほかのものは後方にひかえていました。これは日中のことで全く紛れないことです。^⑦

しかし、勝茂の釈明も空しく、彼は軍令違反の廉により出仕を止められ、江戸松田屋敷において閉門を命ぜられた。にもかかわらず、一番乗りの武功をたてて、かえってお咎めを受けたことは鍋島武士の武名をあげ江戸っ子の間における佐賀藩の人氣はまんざらではなかったのである。

さて、軍令に背いてまで鍋島勢が原城一番乗りを強行したのは藩主勝茂が弁明したように、そのときにはずみによるものか、または若き前線指揮官たる元茂・直澄の血気の行動であったのか。

寛永十四年（一六三七）十二月二十一日、勝茂が島原戦線にある子息直澄にあてた書状に原城は最早、落ちてしまっていることと思う。しかし、もしかすると、何か差し支えがあつて延引しているかもしれないと思つて便りをしたための次第である。内膳殿（板倉重昌）、十蔵殿（石谷貞清）も自分の手柄をたてたいと念願しておられると思うが、お前達がおくれをとることがあつては「残る所なく」（この上なく）、外聞悪いことであるから、そういうことがないように心得ておくことが肝要である。また、御両所（板倉・石谷）の御差図でお前達の人数を減らせとか、撤退せよとか命ぜられても、お断り申す覚悟然るべきである。もちろん、押し寄せよとかまたは、「はや一戦に及ぶべき」場合は、毛頭、御指図に逆

トガル語で「いとも貴き秘蹟を讃仰せられよ」と書いてある。城内にあった洋画家山田右衛門佐の筆といわれる。文久二年（一八六二）この旗を見た漢学者草場偏川は六、七の銃弾と血痕が残っているとその詩に詠じている。なお、大膳は勝茂の近習頭で主君に従つて江戸に赴き、勝茂が島原に下ったとき、留守役を命ぜられながら、剛強不敵な彼はこっそり主人の後を追つて島原の陣に向かったが主君に見つかり、知行を取りあげられ陣地から放逐された。しかし彼は元茂に頼んで、その陣中に隠れ、ついに本丸一番乗りの功績をあげたのである。

鍋島藩政の展開

島原表一揆成敗の儀、隣端の事に候条、手前一手に仰せ付けられ候様に存せられ候通り尤に存じ候とあり、また十五年正月十五日、松平・戸田の両上使が攻撃軍の諸将を呼んで、幕府からの兵糧を下付する旨を申し渡したときも

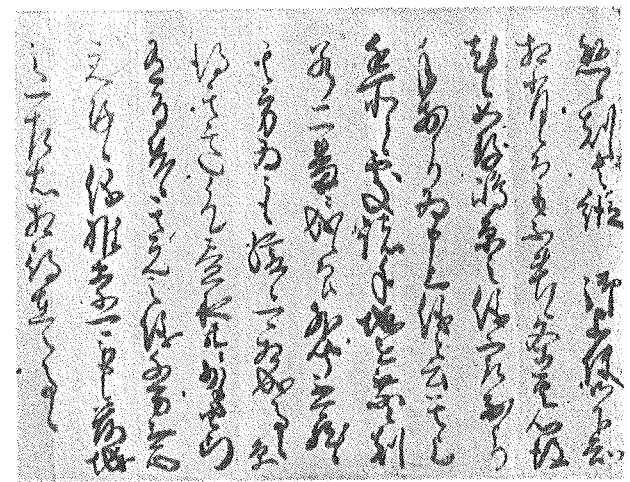
当家よりは「御領分隣端につき」（領地が隣のことだから）兵糧の儀、不足これなき旨御辞退申すといへども、上使より重疊の仰せによって御受用ある。

と一応辞退している。つまり鍋島勝茂は自藩の兵力と自藩の食糧だけで一揆を鎮圧するつもりだったのだ。したがって、佐賀藩の兵力十二万四千余人のうちで三万二千九十二人という「自余にすぎたる」ものであって幕府に対しては二万五千三百人と控え目に報告したほどであった。したがって、島原の乱における佐賀藩の犠牲者の数は他藩のそれにくらべて圧倒的に多い。これは別表に表示するところである。

島原の乱参加各藩負傷者・戦死者概数

（『勝茂公譜考補』第9巻より作製）

藩主名	負傷者数 (人)	戦死者数 (人)	合計 (人)
鍋島勝茂	3,034	620	3,654
細川忠利	1,826	274	2,100
黒田忠興	1,658	213	1,871
黒田長政	345	32	377
黒田高豊	156	16	172
有馬豊氏	185	78	263
立花宗茂	379	127	506
松倉勝家	97	27	124
小笠原忠真	203	25	228
小笠原長次	148	19	167
松平重直	127	31	158
水野勝成	382	106	488
寺澤堅高	315	23	338
有馬直純	308	39	347
戸田氏鐵	34	4	38
松平信綱	100	6	106
総計	9,297	1,640	10,937



寛永15年（1638）正月5日鍋島勝茂書状の一節
（佐賀県立図書館蔵『蓮池鍋島家文書』）

せを待っている。

とある。すなわち、くれぐれも他の軍勢におくれをとらないようにとくれぐれと戒めているのである。

したがって、その前年の十一月二十三日、勝茂が鍋島安芸守茂賢（深堀領主）にあてた書状の一節にも

ってはいけない。この手紙は読んだら焼いてしまっ
てくれ。

さらに翌年正月五日の書状の一節にも

また、乗り取り申すべき機会をみかけた節は、たとえ御上使の御下知に背いてでも苦しくないと思うからその心得でいるように。また、お前たちも知っているように、島原の儀は「最前より」（以前から）、私から申し上げていることといい、（佐賀藩名譽回復）、また佐賀領から近い所のことでもあるので、諸勢が城を攻撃したときに二番になつては外聞も悪いばかりでなく、其方たちの越度（おど）に相成ることだから、その意をくんで昼夜とも少しも油断があつてはいけない。其方たちのことは「千万」（いろいろと）、心配しているから推察してくれるよう。落城の知らせを待っているから推察してくれるよう。落城の知らせを待っているから推察してくれるよう。

これは勝茂が寛永十五年（一六三八）二月八日に出した『軍中伝達書』に

日峯様（直茂）御逝去の後、我等代に成り候ての弓箭（戦）今度初めて候条、忠節一入に存ずべく候、家の再興（かたがた）に候条、昼夜下々精を入るべき覚悟此節に候事^⑬

とあるように、関ヶ原の戦いで西軍に属し、徳川氏の信用をおとした佐賀藩としては、この戦いに功績を立てることこそ、幕府への忠誠をあらわす絶好の機会であると看取したにはほかならない。したがって佐賀勢が上使松平信綱の命を守らず、一日前に原城一番乗りを敢行したのは鍋島勝茂が弁明したような時のはずみによるものとか、若き前線指揮官である元茂・直澄の血気によるものではなく勝茂としては、むしろ予定の行動であつたと思われる。

注

- ① 『勝茂公譜考補』第五卷
 - ② 同 右
 - ③ 『長崎県史』史料篇第三
 - ④ ②と同書
 - ⑤ 『近世法制史料叢書』第二
 - ⑥ 岡田章雄『天草時貞』
 - ⑦ 鍋島勝茂覚書（蓮池鍋島家文書、佐賀県史料集成）第十四卷所収
 - ⑧ 同 右
 - ⑨ 鍋島勝茂覚書（蓮池鍋島家文書、佐賀県史料集成）第十四卷所収
 - ⑩ 『勝茂公譜考補』第五卷
 - ⑪ 同右第八卷
 - ⑫ 同 右
 - ⑬ 同 右
- 参考文献
岡田章雄『天草時貞』
海老沢有道『天草四郎』

（二）光茂・綱茂の改革と文治主義

1 支藩統制の展開

初代藩主勝茂は天和から寛永にかけて次男元茂・五男直澄・九男直朝の三子をそれぞれ小城・蓮池・鹿島の地に封じて藩屏とし、多久・武雄・須古・諫早の龍造寺四家を親類と称した。ところが二代光茂の襲封後、三支藩（三家と称する）のほか親類四家が定められた。それは八男直弘の白石鍋島（三養基郡北茂安町）、十一男直長の川久保神代、直長の子茂真の鳥栖村田、龍造寺政家の子安良の久保田村田の諸家である。そして三代綱茂の代になると元禄十二年（一六九九）多久・武雄などの龍造寺四家は親類同格に格下げされ、三支藩に対しても本藩との間に主従関係が確立されるのである。

延宝五年（一六七七）それまで飛弾守といっていた小城藩主二代直能が加賀守と改称したのを本藩が藩祖直茂と同一の称号であるといつて抗議している。^②さらにその翌年の延宝七年には蓮池藩主二代直之が本家の許可を得ずに、八朔の祝儀として將軍家綱に太刀を献上したことに對し本藩からとがめをうけることがあつた。これに對して小城藩主直能が同情し、鹿島藩主備前守直條をさそい、さらに鹿島前藩主和泉守直朝、直能の嫡子紀伊守元武も加わつて連名で本藩に抗議している。そのほこ先は藩主光茂よりも部屋住として江戸にあつた信濃守綱茂に向けられている。^③その主なるものを次にかけてみよう。



鍋島綱茂画像（高傳寺蔵）

一、近年諸事についてかさおし（おしつけ）が多く、又内（陪臣）同様にあつかわれるのは悪の根元である。

一、三家が公儀に奉公にさしだされているのは自分たちのためではなく御家の為である。しかるに泰盛院（勝茂）の御代とは以ての外に相違し、御家の仇のように思召し、出すことを嫌われ、時にはお咎めにもあい、誠に嘆かわしいことである。

一、私共三人が参勤のとき、信濃守殿（綱茂）から案内（通知）があったが、そういうことは丹州公（光茂）が部屋住のときはなかった。

一、信州（綱茂）は我々に対し、たとえば加賀守（直能）に会われたときは和泉守（直朝）を嘲弄され、和泉守にあわれたときは加賀守・摂津守（直之）を悪しく批判される。このようなことは我々にとって全く人の上たるものの御行為とは思われず、遺憾千万である。このような思慮のない御行為は若年のためと思われるが、以後御言動を慎みたい。

一、備前守（直條）・紀伊守（元武）が官位を仰せつかったとき、信濃守殿（綱茂）に対し名替えの御礼太刀目録を出すように仰せつけられた。その節、和泉守、加賀守は在所にあり、備前守・紀伊守・摂津守は以前のことを知らなかったのでお断わりした。ことに紀伊守が官位を授けられたときは紀伊守に召しなしたと大久保右京殿に申された。以前、義峯（蓮池藩初代直澄）・和泉守・加賀守が官位を授け

られたときは泰盛院様（勝茂）・丹州公（光茂）へ御礼には及ばなかった。惣じて官位は公方様より仰せつけられるものである。それを紀伊守に召し成したなどと報告されるのは公儀（幕府）に対してもよろしくない。我意（わがまま）の余り、我々を手ごなし（思うままにする）御様子が顕然である。

一、加賀守（直能）が参勤の道中で大病にかかり、やっと着府されたが大変な病気であったのに信州はついに一度も見舞いをくださらなかった。惣じてこのような御心入は遺憾千万嘆かわしいことである。

一、丹州公（光茂）が火事で麻布（江戸麻布屋敷）に移られたときに、庭や座席の模様替えをされた際は摂津守に相談された。ところが、信濃守が先年、火事で和泉守の宅に移られたときは庭を造り替え、植木を勝手に切り捨て、杉戸の絵を書き替えられたが和泉守（直朝）にはなんら相談がなかった。また庭の植木を所望されていない方へ度々遣わされ、御手ごなしになされているところを他人へ知らされた。

一、摂津守が伊勢参宮の願いをだしたとき、幕府に直接、許可をうけたら、丹州公に前以て願いもなく参宮するのはけしからんと信州が不興（不快）に思っている中止するよう連絡があった。その後、和泉守に尋ねたら、伊勢参宮の砌、丹州公が御在府中であつたが、直接公儀の許可をうけてすませたということであつた。丹州公が右の通りであるのに信州からとかくいわれるのは心得難いことである。

一、用事を本藩家老中に申し入れても事によつては数年も返答がない。

一、信濃守殿に同道して他所に行った時、御会釈が余りに粗相である。



「三家格式之大概」の一節（佐賀県立図書館蔵）

- 一、信濃守殿から我々に出される書状の文章や御判形が丹州公より格別に粗相である。
 - 一、信州が他所へ出かけられるとき、摂津守・備前守が同道を命ぜられ、道順が悪くても浅部（麻布）上屋敷までくるようにいわれていて急に何所何所で待つように変更があり難儀している。
- しかし、この抗議の結果は三支藩の惨たんたる敗北に終って、天和三年（一六八三）二月二十二日、佐賀藩の武家諸法度ともいうべき、『三家格式』なるものが作成され、三家は本藩の完全な統制下に置かれたのである。その大綱を記すと次のようである。
- 一、従前のように本藩主に対する支藩主や家来（陪臣）の誓詞を相違なく提出すること
 - 一、出陣のときは申すに及ばず、長崎警備も本藩の指図通りに勤めること

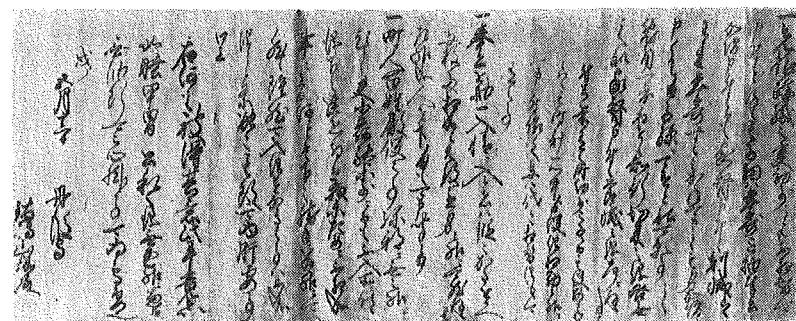
- 一、他家と縁組しないこと
- 一、国中の掟、法度は銘々の家来共ならびに私領下々まで堅く相守らせること

- 一、銘々の私領の海川道筋、諸領方^{りょうかた}その外に新儀あるときは此の方へ相談すること
- 一、銘々の家来で佐嘉城下にいるものは礼法疎略のないように申しつけること
- 一、銘々家中の家老分のもの、ならびに由緒があつて我等（光茂・綱茂）がかねて存じているものに切腹申しつけるときは以後、此の方へかならず届けでること

そのほか、隠居・家督・官位・参勤ならびに御暇（参勤をすまして帰国する）などの場合は本藩主から幕府に伺つて許可をすることなどを光茂から申しわたし、三支藩主はこれを全面的に受諾したのである。

初代藩主勝茂のときは『葉隠』に「御三人之衆御子様方にて候へば御取り分け（区別）遊ばされず、若殿様御四人御座候様子にて候」といって本藩の忠直と支藩の元茂（小城）直澄（蓮池）直朝（鹿島）を同等にとりあつたとのべている。したがって「三家の家臣も御城を取り廻し住宅致し、勝茂公へ申し上げ候儀これある節は御次へ罷り通り御用御座候と申し上げ候て御前へ直ちに罷り出で、扱又、役儀使者等多く入り候時分は何もかも御用仰せつけられ」ていたが、光茂の代になると、「江戸御育立にて御家の古き事共御存じ遊ばされず」、岡部宮内、相良求馬のように他国者を登用され「御三人の衆を公儀の幕府の三家（御三家）の格に仕成し、三家と名を付け、附きの衆を家中と取り成し」とある。また『元茂公御年譜』元和三年（一六六七）の条に

勝茂公御代に元茂公より御所望なされ候侍数十人、直茂公以来、小頭、徒士通も遣わされ候者数十人あり都合二百人余佐賀より参り候也、右に付き、小城御家中を勝茂公より役方なども仰せ付けられ、佐賀御家よりも鍋島生三を始め、元茂御用これあり候へば召仕えまつられ候に付き、佐賀小城一統に打ち込み、御



鍋島光茂代始の条目（『蓮池鍋島家文書』）

年（一六五八）親類家老にだした『代始条目』にうかがわれる。その一節をかけると⑩

一、先様跡式の事幼少に候とも相替らず、申し付くべくと存じ候、其子細は年寄まで奉公を抽んで加増申し付け候ても、家督申しつけ候刻、減じ候はば、已来年寄すすみかね申すべく候、其身加増申し候ても子孫へ遺すべきところ願うべき事に候、兎角、一度取らせ候知行切米の儀、咎めこれなき処、家督申しつけ候節減じ候儀、如何に存じ候事、

すなわち、跡継ぎが幼少であるからという理由で家督相続の際、知行切米を減じたら老人たちがはりきって働かないだろうというのである。

藩政始まって以来、「追腹」すなわち殉死は当藩においても行われていた。元和四年（一六一八）藩祖直茂病死に際しては八戸宗綱を初め⑪二人、寛永十二年（一六三五）初代勝茂の嫡子忠直が二十三才の若さで没したときは綾部弥右衛門ほか四人、明暦三年（一六五七）勝茂の死に当っては浦原喜左衛門を初めとして実に二六人の人が殉じている。⑫これは本藩だけでなく支藩や大配分でも行われた。初代小城藩主

本丸、西の丸同様に相勤め来り候に、光茂公・綱茂公御時に至り候て御家風一変し、御三家と出入りの儀出来して後、御三家御家中ハ又内の様に申ふらし候なり⑬

とある。すなわち、二代の光茂、三代の綱茂の代になると初代勝茂の代とは違って三支藩と本藩は御三家の幕府に対することく「三家」としてはつきり区別された。そして三支藩主が本藩主に対して臣従したように三支藩の家臣も本藩の家臣に対して「又御中」―陪臣―として差別されたのである。支藩の武士たちは初めは本藩のそれと同じく佐賀城下に居を構えていたが、小城藩士は元禄年間、蓮池藩士は延宝年中にそれぞれその領内に移住したといわれるが、これも『葉隠』によると

御三人附の者共立腹致し、御家の譜代、御国を取り固め候は此方共にて候に、新参の者共に蹴り下され、是非及ばず候、二度御城へ罷り上らず候など憤り候て皆佐嘉を立ち退き⑭

と本藩の士との差別待遇に憤慨しての行動であった。

2 文治主義的政策の展開

寛文・延宝・天和・元禄のころは藩の支藩統制の確立期であると同時に文治主義的諸政策の実施された時代でもあった。元禄四年（一六九一）城内二の丸に聖堂をたてたり、同十三年には三条西実教から古今伝授をうけるほどの好学者であった光茂は城下はずれの今泉に「慈悲屋」と称する乞食たちを收容する小屋を設けるほどの人道主義者であった。⑮

彼の文治主義的行政として注目されるのは世禄制の実施と殉死の禁止である。世禄制の実施は彼が明暦四

元茂が承応三年（一六五四）に没したときは水町主米之助を初め一〇人の藩士が江戸と国許で追腹している。^⑭こうして朱子学の教養を積み人道主義者であった光茂は幕府や諸藩に先がけて寛文元年（一六六一）殉死禁止令をだしたのである。^⑮このように文治主義政策は三代綱茂に継承されたし、支藩主の政策にもうかがわれる。たとえば、元禄五年（一六九二）光茂が出した『郡方手頭』と四年後の同九年に綱茂の制定したそれとを対照してみると、ほぼ同文であるが、子細に検討すると次のような相違点が目される。すなわち、綱茂の『郡方条目』においては次のような改正点が見られる。

- (1) 乞咎を手形、点合を奥判というように方言を標準語に改めていること。
 - (2) 次にあげるような幕府の「生類憐みの令」を追加していること。
- 一、公儀仰せ出さるの通り捨て馬仕らず、並びに生類あわれみ、遊山の殺生致さざる様、猶以て郡中の者ともへ稠しく申しつくべきの事

次にこのような文治主義的傾向は支藩主の政策にうかがってみよう。小城藩主二代直能は本藩主光茂にさきだつて、すでに万治四年（一六六一）二月、『源氏物語』について造けいの深い北野能圓の子能貨より古今伝授をうけている。^⑯また三代元武も元禄六年（一六九三）厳しい生類憐みの令をだし

一、渡世のため殺生仕り候者ハ格別、其外の義は一向に生類殺し候義は沙汰に及ばず、殺生の道具も取り扱い候義、ならびに蠅打など捨て候迄堅く御法度仰せつけられ候事^⑰
 というように蠅たたきの製造まで禁止している。

注

- | | |
|--------------------------|----------------------------|
| ① 『綱茂公譜』元禄十二年五月二十六日 | 所収。「乗輪院様御条目写」（「白石鍋島家文書」所収） |
| ② 『直能公御年譜』巻の六 | |
| ③ 同 右 | |
| ④ 『葉隠』聞書第五 | ⑪ 『直茂公譜考補』巻十 |
| ⑤ 『元茂公御年譜』巻の一 | ⑫ 『勝茂公譜考補』巻四 |
| ⑥ 『明治二十七年談話筆記』 | ⑬ 同右・同巻 |
| ⑦ 『葉隠』聞書第五 | ⑭ 『元茂公譜考補』巻の十 |
| ⑧ 『校註葉隠』 | ⑮ 『光茂公譜考補』巻二 |
| ⑨ 『光茂公譜考補地取』二、寛文三年 | ⑯ 『直能公年譜』巻の三 |
| ⑩ 『蓮池鍋島家文書』『佐賀県史料集成』第十四巻 | ⑰ 『元武公御年譜』巻の三 |

(三) 治茂の改革

1 改革の背景

明和七年（一七七〇）、支藩の鹿島藩主であった治茂は本藩八代藩主を襲封した。そのころの藩財政は『泰国民院様御年譜地取』安永元年（一七七二）二月二十五日の条によって略述すると、大坂上米七万五千石不足、家中の切米、扶持米の滞り七千五百六十九石、祠堂銭利足渡し滞り七百石、御用達渡米滞り三百石、御国遣料不



鍋島治茂画像（高傳寺蔵）

足、日田其他借銀滞り六百五十二貫余におよんでいた。これは前年度の虫害、旱害のためでもあったが、同年二月末の江戸桜田・溜池両屋敷の類焼に伴うての再建費、同年七月の大雨による被害がその主因であった。これらの災害が直接間接に農村の荒廃を招いたことは論をまたない。①すなわち、

諸郷零落ニ及ビ倒レ百姓等コレアリ、弥増、不作田多ク、其上荒子日傭ノ者寡ク抛ナク、高恩（高賃銀）ヲトラスユヘ、百姓共作徳ナク、就中、去暮ハ荒子（農業労働者）身売ノ者寡ク、至極難渋ニ及ブノ由②

という状態であった。それで藩では止むなく旅日傭（他藩領の日雇）の領内滞在を許可しなければならなかった。また、安永・天明期の江戸の退廃した士風は参勤交代によって佐賀の地にもたらされた。

然る処、御近代以来、御当家の古風一変致し、専らかせぎ勝に役儀を望み、種々の方便、更に武士の本意にあらず、風俗甚だ衰い立ち候趣に御座候③

というように剛毅木訥、質実剛健を本領にしていた葉隠武士は姿を消し、もっぱら役得の多い官職につくため種々の工作を試みる有様であった。これら藩政上の難局に直面した治茂が、これを切り抜けるために種々の政策を実施するのである。

彼の治政三〇余年間は幕政にあつては田沼意次時代から松平定信の所謂、寛政の改革期に当る。治茂の政治にはこれら中央の為政者のその影響も現われているが、最も大きな刺激を与えたのは不知火の海をへだてて隣接する肥後熊本藩の藩主細川重賢（銀台）の宝暦の改革である。鍋島本藩の史料は佐賀県立図書館に「鍋島文庫」として移管されているが、その中に『肥後物語』・『銀台遺事』・『堀大夫覚書』などの肥後藩宝暦の改革に関する文献が多いのはこれを立証するものである。

享保以後、熊本藩においても農村内部で急激な階層分化と農民離村の現象は著しく、農民は耕作を放棄し質奉公や身売りをして行き倒れや餓死者もでる有様であった。藩財政も極度に逼迫し、すでに正徳三年（一七一三）ごろにおいても江戸借銀返弁も六か年間支払い停止を断行したほどである。

延享四年（一七四七）第七代藩主に就任した細川重賢（銀台）は宝暦二年（一七五二）ごろから改革に着手した。彼は堀平太左衛門勝名を登用し、まず、行政と司法の分離を断行し、追放刑を減じて新しく答刑と徒刑を加え、文教政策としては藩校「時習館」を設けて家中の子弟を就学せしめ、藩財政を立て直すため櫛の専売仕法を実施し、貢物増徴策としては、いわゆる「地引き合せ」を実施して隠田七〇〇町余りを新たに摘発した。この肥後藩宝暦の改革事業の成果は九州諸藩のひとつと注目するところであった。④肥後藩に留学して帰国した儒学者石井鶴山、原田復初らによって細川重賢の行政改革の実態は細大もらさず治茂に報告されたと思われる。治茂の業績としては

- (一) 藩祖直茂を祭神とする日峯社（松原社）の造営（明和八年（一七七二）—明和九年（一七七三））
- (二) 藩校弘道館の建設（天明元年（一七八一））



佐賀城片田江の徒罪方（江戸時代後期『佐賀城下図』）

徒罪方職員構成（江湖端）

役 名	人 員	役 料
侍 役	1	2石5斗
手明鑑 足 輕	番 宅 若 干 手 許 役 若 干 下 役 若 干 小 奉 行	
夫役の者	手 男 若 干	若 干

これらとともに幕末の史料であるが天明・寛政期の徒罪方設立当初にあってはその職制はこれに類似していたと思われる。なお、片田江の徒罪方役所と徒罪小屋（留置所）は隣接していたであろう。

徒罪方設置の時代

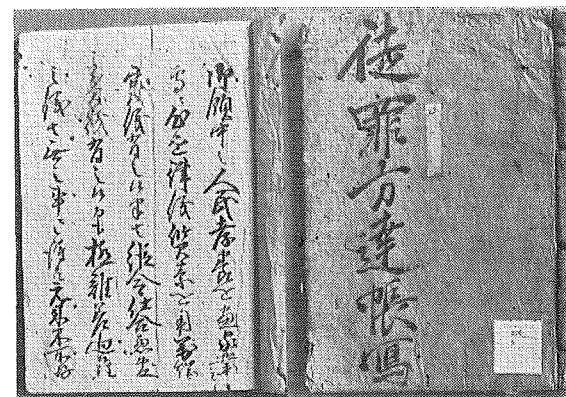
的背景 熊本藩主八代細川重賢は宝暦五年（一七五五）から

一か所に総合された。^⑥これら四か所の留置所は天明三年（一七八三）ころから同八年にかけて逐次設けられたものである。ただし、皿山のそれは寛政二年である。その職員構成は幕末のものと思われる『外様御側諸役系図』によると

徒罪方侍一人―手許役手明鑑一人―番宅詰手許役よりこれを兼ね―下役足輕七人、内、下番詰一人を兼ね―小奉行

下役よりこれを兼ね―手男二人

とある。なお、『明細録』安政年中調を表示すると次の通りである。



『徒罪方達帳写』（佐賀大学小城鍋島家文庫）

- (三)米笥の発行（安永八年（一七七九）より）
 - (四)刑法の改正と六府方の設置（天明三年）
 - (五)大庄屋の整理
- がある。本節では四・五についてのべる。

2 徒 罪 制

徒罪方の設置―刑法の改正― 徒罪方の設置については『泰国院様御年譜地取』天明四年（一七八四）二月十八日の条に

今般徒罪の法相立てられ、行跡宜しからざる者御方（しやう）の儀委細相触れ置き役々よりも教諭これある儀に候えども

とあって徒罪方という役所が設けられ、懲役制が実施されたのは天明四年前後であることが推定される。その確実な年代については『教諭御書付、神埼代官所』に所収する「達帳写」が『徒罪方達帳写』とほとんど同文であり、それは天明三年卯十二月二十日請役所から公布されているので、天明三年十二月こそ佐賀藩における徒罪制―懲役制―実施の確実な年月とすべきであろう。

徒罪小屋が設置された場所は片田江（佐賀市水ヶ江二丁目）十五村（佐賀市嘉瀬町十五）鍋島村（佐賀市鍋島町）、皿山（西松浦郡有田町）の四か所であったが寛政十年（一七九八）の行政整理によって片田江の

追放刑を徒罪刑に改めた。徒罪とは罪人を留置して毎日普請場に連行して終日働かせ、これを一年乃至三年の間勤めると放免して労賃を給し正業につかせるのである。犯人を追放すれば

一旦懲悪ニ似タリト云ヘドモ禁以外ノ地ニテハ衣食ノ便ヲ失フコト弥々切ナレバ、縦令、悪ヲ悛改セント欲スル者モ飢寒ニ堪エサルノ憂己ム事無ク、盗心遂ニ復生シ所在ノ地ノ害トナル^⑦

つまり、生活難から追放先で悪事を働き迷惑を与えるからであった。肥後藩に留学して帰国した儒学者石井鶴山らは細川藩の刑法改正の採用を藩主治茂に具申して、これが治茂の裁可をうけて実施されたものである。もちろん、佐賀藩でもこれが必要とする事情もあったのである。

十八世紀中期になると当藩でも商品経済、貨幣経済の発展に伴って、農村の質素儉約を本領とする自給自足経済の維持は困難になっていた。

惣じて郷村の儀は耕作一篇相励み、質素を相守り候わで相叶わず候処、身易き渡世に相携る商人多く相成り候様相聞え候につき、連々触達これあり候ても一円相守らず、一統華美の風俗に相移り候、殊更、郷内にては塩、明松の外は諸商売兼ねて御停止候処、間には木綿類其外商を張り、商売仕り候者もこれある間^⑧というように農民の商人化の現象が顕著になっていた。そして荒子（農業労働者）が不足し、わずかに残存するものも

高恩（高賃銀）を貪り、平日飲食共相貪り、作方専要の時節も自由を構え、仕事を差し明け、我俸を働き主人え迷惑を相かけ候体の儀のみこれある様相聞え^⑨

というように遊民化していた。市中の貧しくて身分の低いものでも

専ら日用相稼ぎ候わで相叶わざる事候処、風俗悪しく、身安き暮し致し、徒に日を送り、内証宜しき者に不背を申し、今日を暮し、末はゆすり体の悪事を致すもの^⑩

が多くなった。このように貨幣経済、商品経済の発展は市中でも農村でも貧富の差をばげしくし、貧しい庶民のなかには無頼の徒と化し、博奕などの賭事に一喜一憂し、はては窃盗などの罪を犯すものもでてきたのである。このような苦境に陥った人々が博奕などの不法行為に走るのを取り締まるためには次のような対策が必要であった。

博奕其外不行跡の者共居郷・郡・等申しつけこれあり候ても、其居付向におゐて行跡相改め候者寡く、抛なく重き手当てもこれなくて相叶わず通り相成り候につき、近年徒罪の法相立て、右体の悪者共其咎の軽重に随い、年月の限りを定め、郷普請其外徒罪の業いたさせ候儀に御座候^⑪

すなわち、熊本藩の場合と同様、無法者の取り締まりには追放刑効果がなかったもので、徒罪―懲役―を科することにしたのである。このほかに徒罪の労働力を必要とする佐賀藩だけの事情があった。当時、佐賀平野内、所々の河川は一般に川床が高くなり、支流までも砂がたい積し、田畠ともに瘦地となり、不熟の地が多く「年々御取箇（税收）ニ相響く」有様であり、とくに霖雨（長雨）で増水した際は所々の土居（堤防）が決壊し水損をうけ、砂下になった田地は急いで開明しなければならなかった。とくに石井樋下の川筋（多布施川）は出水のたびに満水して佐賀城の北門内外ならびに町小路まで水があふれ、洗い流された道路も所々で、水害が少なくなかった。もっとも川浚の手当て（手段）は講じてはいるが、恒例の堀浚だけではなかなか行き届かない。そこで何か方法がないかと常々吟味してみたが、何しろ数十万の夫力（人夫）を使うことにな

るので一時には何分にも手に及び難かった。そこでかかり役人が色々吟味した結果

当春以来、川上河筋嘉瀬川までの所、役々立ち合い連々見分吟味致し候処、右大川筋計りと候ても年来秀所(水のない所)中島(中州)等所々に夥しく出来致し居り、式里余の川筋一同に掘り浚えの儀何分手当て仕り難く、且つ石砂揚げ所運行等も差し支え申す儀につき、先ず以て徒罪方の者にて段々掘り除き、水勢を以て漸々洗い流し候様、其内場所によってハ荒竈を懸け、出水の時分、中島・秀所等まで洗い切り候通り手当て仕る儀御座候、勿論、川下に築き懸け候砂を段々海中え船より漕ぎ下し、川並を相直し水行宜しく相成り候わば出水の砌も水害寡く相成るべきかと右の手当て仕る儀に御座候¹³⁾

すなわち、徒罪者をつかつて川上川筋の中州や秀所を撤去し、荒竈をかけて大水の際にこれを洗い切ったり川下にたい積した砂を舟で海まで運んだりしたら、大水の際の水害も少なくなるであろう。しかし、川上川筋で石井樋迄まで流れ下っている砂利は普通の水勢ぐらいでは流れず、大水に期待するわけにもいかない。そこで徒罪者をつかつて川舟で漸次漕ぎ下し、八幡小路の西川端に揚げ、川舟一艘分の料銀を定めて入用の者に売り、町内の道普請などに使用させた。また砂利の代銀は年々集めておき砂利運搬船をつくる費用にあてたのである。また、有田皿山においては釜焼細工人が零落し、他領にひそかに逃亡するものが出て、これを取り締まる必要があった。しかし、些細のことまで関係者を遠くへだてた佐賀城下まで召喚してとり調べたら、往復に非常な時間を要する。また連犯者の留置中の勤番はそのものの一類か組合のものが従事することになるがそれらの人々の中には細工人もいて、彼等が勤務につけば、それだけ釜焼の仕事に支障を来し、犯罪に無関係のものにも迷惑をかけることになる。そこで細工人たちが罪を犯した場合においては、従来、有

田の皿山代官が取り調べて「過銀」などの手当てをとっていたのを、取締り強化の目的もあって皿山に「徒罪小屋」を設け、「土・炉木・素焼・木柴・薪等持ち運び」等の労役に服務させようというのである。¹⁴⁾以上の考察によって徒罪方設置の目的としては荒子や貧農たちの博奕などの不法行為を取締まり、治安を維持し、さらに彼等の更生をはかる目的のほかに、佐賀平野にあっては嘉瀬川およびその支流多布施川の川床が高くなつて城下や近在の農村への水害が大きいので、その対策として砂の撤去に多数の労働力が必要としていた事情もあわせて考えなければならぬ。また有田の地は佐賀より遠距離にあるため、細工人取締りのため、皿山の庄屋や居籠所勤番のため罪人の一類与合のものを一々佐賀に召喚すれば窯業に支障を来すし、さりとて細工人を追放すれば陶技の秘密が漏れるという窯業地としての特殊事情があったのである。

徒罪の種類 徒罪の内容を「徒罪方達帳写」によって紹介すれば次のようである。

まず御国のもの(佐賀領)であつて初犯の盗人は大体追放されていたがこれは次のように徒罪にきりかえられた。すなわち所^{とこ}は一五〇日、御城下並びに居郷^{とこ}は二五〇日、佐賀郡^{とこ}は一か年、二郡^{とこ}は三郡^{とこ}は一か年半ないし二か年、五郡^{とこ}は三か年、七郡^{とこ}は五か年特に重き御^{とこ}は七か年の徒罪になっている。再犯の盗人はこれまで従来容易に死罪にされなかったが、事情により死刑になることもあった。但し、郡^{とこ}は程度のもの^{とこ}は徒罪を仰せつけられた。倉破りとか旅盗人(他国人の盗人)を手引きしたようなものは初犯であつて死刑になった。他国のものでは佐賀領内通行中に軽物(大した金目のものでないもの)を初めて盗んでも髪を剃つて追放、再犯の場合は軽品でも死罪を命ぜられた。但し、その際は、糾明した上に盗んでいないことが明白になったら死刑に処せず、火印の上、追放した。旅盗人で火印をうけたものが重ねて入国した場合は盗ん

でいなくても死罪に処せられた。かねて盗人の聞えあるものであったら初めて入国し、往還筋通行の節、たとえ軽品であっても盗みとった場合は糾明の上、死罪、たとえ盗んでいなくても通行しただけでも怪しい挙動のものは糾明の上、事情によっては死刑になった。なお、自領の者他領の者にかぎらず、死刑は牢守頭（牢屋の囚人頭）の助左衛門に依頼して殺害させた。

以上は大体、窃盗に関するものであるが、佐賀領のものは初犯もので倉破りとか他国人の盗人を手引きするなどの大罪を犯さない限り、従来追放刑に処せられていたのを徒罪に改められたのである。他国人の窃盗罪に関しては領内のものと違って初犯であっても追放、再犯者は無条件に死刑に処せられた。このように他国人の盗人に対しては追放刑を残しているのは国外に追放するため領内の被害をうけることがなかったであろう。また他国人の窃盗罪が領内のもののそれより重いのは封建時代特有の封鎖主義、割拠主義によるものであろう。

次に博奕においては給人の場合は従来の通り牢人を命ぜられる。賭の諸勝負も同然であるが、事情によっては吟味の上御手当（処置）をうける。庶民の博奕については初犯は科銀三百匁、但し、事情によっては親兄弟も罰する。再犯は五〇日、三犯は一か年、四犯は一か年半の徒罪に処し、五犯にも及んだものに対しては事情によっては死罪ということになった。座親は初犯では科銀三十匁、但し罰金を命じた上に閉門を申しつけ、家の表に青竹を打ちつけ、「此者博奕座親いたし候につき、閉戸申しつけ候也」と役筋より張紙をすることにした。そして再犯は一か年、三犯は一か年半の徒罪に処した。四犯は二か年、五犯は趣により死罪ということにした。博奕の座親の与合くみあいのものも初犯は四〇匁、二犯は六〇匁、三犯は八〇匁、四犯は一〇〇

匁、五犯は一二〇匁の科銀をとられた。博奕用のかるたや賽を取引したものは初犯は三〇匁の科銀、二犯は一か年、三犯は一か年半、四犯は二か年の徒罪を科せられ、五犯は事情によっては死刑だった。博奕用のかるたを買うために使に行ったものも科銀二〇匁、見物したものは同三〇匁を科せられた。

博奕が開催される場所は給人の長屋や式台、又は寺・辻堂・辻宮等であった。給人が承知の上で屋敷の一部をこれに提供した場合には牢人、寺院の場合は本寺及び一二か寺とも処罰をうけた。伴僧が博奕したら科銀三〇匁、住持、伴僧がこれを再犯したら法衣を脱がせて徒罪一五〇日を命じた。辻堂・辻宮で開いたときは庄屋・別当おとや・咄等の役人が罰銀三〇匁をとられ、その辻堂・辻宮はとり除くことにした。

以上は大体、博奕についてのべた。窃盗罪より刑は軽い。給人の場合は従来通り牢人になったが、牢人になっても佐賀藩では「御国内に召し置かれ」^⑮他国に追放されることはなかった。博奕を犯しても給人（武士）は四民の最上層であるために徒罪を命ぜられることはなかったのである。庶民の場合は座員・座親・与合くみあいを問わず、初犯は罰銀、再犯以上は五犯を除いて徒罪に処せられている。座員より座親が科銀にせよ徒罪にせよ重いのは主謀者であるが故に当然であらう。

徒罪の内容

徒罪の内容については前述したように嘉瀬川やその上流の川上川、支流の多布施川の川床が高まり、佐賀城下や付近の農村に洪水の被害があるため、それを防止するための川浚かわうえ・砂運びが第一にあげられる。そのほか城下を流れる水路の川浚や道普請にも徒罪者が動員された。たとえば天明七年（一七四七）には「徒罪の者其下今宿江筋堀浚に相部はめ置いた」というし、享和六年（一八〇一）には六府方が徒罪方に命じて里御山方管下の片田江御用屋敷前より夕日町までと、天祐寺前、及び白山土橋筋より東、清心院前橋脇ま

での三か所の浚方が徒罪人に課せられている¹⁷。同年南光院（佐賀市高木町）裏門前東西三〇間ほどの道路が先年の洪水で道並が悪くなったというので、川浚の砂を百荷ほど徒罪者に運ばせている、本陣にあてられた佐賀城下呉服町の野口恵助宅の式台前そのほかの所が長雨で流れ、火急の休泊の際、掃除が行き届かないというので三百貫の砂を彼等に持ち運ばせたのも同年のことである¹⁸。このほか享和三年（一八〇三）には材木蔵に納める竹木茅芦などの運搬にも徒罪者に割り当てられている¹⁹。なお、有田皿山においては窯業地らしく彼等に陶土、炉木、素焼木、柴、薪の持ち運びや細工仕事があてられている²⁰。

徒罪人に対する賃銀は一日銭二〇文ずつときめ、半分はその日の小遣として渡し、残りの半分は服役期間終了の際渡し「渡世有付用」（就職資金）とした²¹。有田皿山における徒罪者の労賃は規定の賃銀の半分で、釜焼から皿山会所に納め、その金を以て徒罪者の食用その他の雑用にあてたのである²²。

徒罪制の変遷 寛政七年（一七九五）になる再犯の博奕そのほかの軽罪は従来徒罪であったのを答打、晒に変更し、盗人とそのほかの重罪のものはかりを徒罪にした²³。なお徒罪服務中成績良好のものは刑期を減じ、刑期中に逃亡したものは「穢多支配（穢多に監督させる）」にする案が提出された。そしてこの案は同九年二月藩庁に認可されている²⁴。晒の場所は佐賀城下唐人町土橋と本庄町（佐賀市末広一丁目）井樋の上辺の二か所であり、答打は今泉の牢屋で穢多に命じて打たせている²⁵。これは徒罪就役者の数が多くて役人の教導が行き届かず、盗人そのほかの重罪者ばかりを留置して徒罪に服せしめた方が懲悪更正の成果があると看取したからであろう。また同九年には徒罪方の判決が下るまで徒罪者を留置しておく所がなく、徒罪仕事場の中柱などにくりつけておいたが、用便などの世話も面倒でかえって「不々」だということで一問半に二問ほどの

居簾所を設けたり、病人の徒罪者のために六畳ほどの部屋を増築している²⁷。このように時の経過とともに徒罪の制は改善されていったようである。

さて藩では徒罪方設置とともに徒罪人と「良民と相紛れ」しないように、「髪を残切り」にしている。これは徒罪人の逃亡予防策の一つと考えられるが、徒罪者の逃亡の際の罰則として次のように規定されている²⁸。

一、徒罪の者月限・年限の内、居所又は仕事の場合より逃走し、追て立ち戻り候ハ、一日の代り数十日

徒罪相増し候事

一、徒罪の者逃走し、探促の上相捕え候ハ、其科の軽重に随ひ、御手当仰せつけらるべき事

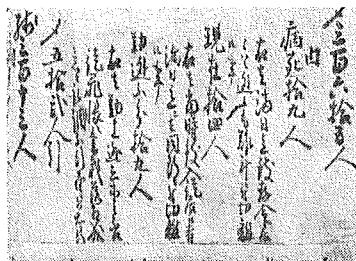
これによると徒罪者が逃亡し年内に立ち戻った場合は徒罪日数を増すことは規定されているが、それ以外には処罪規定は明示されていない。「科一通り」、「治茂公御年譜地取」の内の一節に

徒罪に入れ置かれ候者、逃げ去り候節、死罪、仰せつけられ候儀、揚屋（刑未決者の留置所）を破り逃げ去る者は其通りこれなく、相双ばざる（釣り合いがとれない）様、思し召され候由、仰せ出しの趣承知奉り候とある。これは「天明五年（一七八五）御耳に達す」とあって、この年に藩主に上聞したものである。このころに逃亡した徒罪人を死刑にする意見があったと思われる。天保年間（十九世紀の中ごろ）に提出されたと思われる『徒罪制改革意見書』の一節には

寛政八（一七九六）以後ハ前罪の軽重にかかわらず、逃げ去るもの一切死罪仰せつけられ候通り相極り候えども逃走一向相減り申さず

とあり、寛政年間には徒罪服務期限内の逃亡者を死刑にすることが決定されているようである。しかし、同書

六府方の意義 六府方は天明三年（一七八三）の末に設けられた。「六府方相立てられ候御主意の大概」によると
十二月御側に於て六府方役所相立てられ候につき、左の役々一役所に相寄せらる。^⑨
とあるそして皿御山方・御山方・大河内陶器方・御牧方の五役所をあげ、さらに
右役と六府方一般の受け持ちに相成り候につき、是迄相勤め罷り在り候役人之儀は相省かれ、格段左の人
数六府方役仰せつけられ候
とある。これによると六府方は当時、佐賀藩において一般に行われていた行政整理の一つとして設けられた
ものである。なお『鍋島直正公伝』によると



3 六府方

ケ年の重科の者勝ち候処
とあるように長期の徒罪服役者の逃走が多い。これによると徒罪制がどの程
度、厳格に実施されたかが疑われる。しかし、この制度は幕末まで維持され
ているところをみると殖産政策ないしは社会更生政策としてある程度の成果
があったと思われる。なお、給人については徒罪刑は行われず、所払や郡払
の追放刑が維持され、庶民にあっても、とくに女性の犯人は追放される例が
多い。^⑩



『徒罪制改革意見書』（佐賀県立図書館蔵）

によると、その
のちにとも徒罪人
の逃亡は一向減
少せず、文化二
年（一八〇五）か
ら天保八年（一
八三七）の徒罪
者の逃亡は別表
の通りである。
すなわちこの期
間三二年間の三
六五人の徒罪者
のうちで八五人
の多数が逃亡し
ている。しかも、
逃者の八十五
人は五ヶ年七

文化2年（1805）より天保8年（1837）までの徒罪人の内訳一覧

徒罪期間 (年)	勤揚	逃去	病死	現在	勤逃 不明	総人数	逃走者の総人 数に対する%	備 考
7	4 (14)	13	2	1	5	35	37.1	内訳不足10
6	1	1	3	0	2	7	14.2	
5	5	14	1	0	3	23	60.8	
4	10	6	1	0	4	21	28.5	
3	18	12	2	0	0	32	37.5	
2.5	12	6	1	0	1	20	30.0	内訳過 1 内訳不足10
2	83	12	5	7	3	111 (110)	10.8	
1.5	69	9	2	4	0	74 (84)	10.7	
1	36	2	2	2	0	42	4.7	
総 計	238 (248)	85 (75)	19	14	19 (18)	365 (375)		

・（ ）は訂正数、「律例」より作製

六府方は御側、すなわち勝手方に属する事業にて偶然にも其役所は六個より成り立てりとして山方・里山方・牧方陶器方・搦方・貸付方・講方をあげているが、まだ天明三年（一七八三）末の設立期においては陶器方と牧方は別箇であり、貸付方や講方はまだ設置されていない。『鍋島直正公伝』によってその職務内容をあげると

山方は総ての山岡谿谷を掌り、里山方は林野・隄塘・河渠、沼沢・海岸・潟鹵等にて田籍に上らざる土地を管轄し、城下の邸地町地などもみな其支配に属す。搦方は佐嘉湾海（有明海のこと）の潮汐は高度にして海浜に淤泥を打寄するが故に其処に材を打ち柵を搦みて淤泥をして自然に推積せしむる。これを搦と称す。搦方は此役を掌るもの、泥潟を開築して新地となす職任なり。大河内陶器方は伊万里郷大河内に幕府進献の陶器製作所を創め、以て精良なる器を製せしめて秘密の工技を伝えしめたり

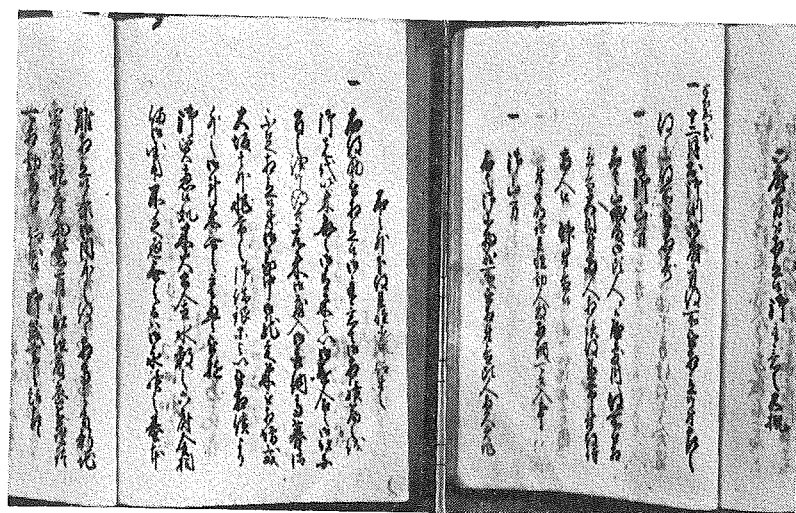
とある。なお、天明三年（一七八三）における六府方付役は長尾矢治馬、向井五兵衛、三好五右衛門、役内目付は浜野源太夫、早田卯右衛門であつた。

六府方設置の理由 六府方が設置されたのは「六府方相立てられ候御主意の大概」の一節に

御相統篇の義、先代以来毎々御有米を以て御遣い合の御仕与（計画）これある儀に候えども、元来御蔵入御取り納め高寡く、御不足相立ち候につき、御家中御馳走米（献米）相増され、或は大坂其外非常の御借銀等を以て相償われる外の御計策これなく

とあるように藩の税収不足がまずあげられる。

この藩税収不足の背景としては安永二年（一七七三）以来、当藩では天災地変が頻発し、農業労働力の不



「六府方相立てられ候御主意の大概」『泰国民院御年譜地取』（天明3年・1783）

足も著しくなっていた。すなわち、安永二年（一七七三）には長雨、同三年は旱天、同五年は大雨、天明元年（一七八一）には早ばつ、同三年は大雨のあと冷気が相続く有様で農民のなかには歟をすてて流浪する者が増加した。天明三年十月、藩が領内の非人・乞食・虚無僧などに年行司発行の提札の携行を命じているのはこのためであろう。『明和改正御記録』所収の「鳥ノ子御帳御提書抜」には安永初期には荒子（農業労働者）の賃銀が倍増したことがうかがわれる。そして安永六年ころは恩銀をもらっていないながら「半途で逃げ帰る」不届者もでている。

さらに支藩やその他の配分地への財政補助も少なくなかった。安永三年（一七七四）小城藩の有栖川宮織仁親王御馳走役に四千両、同六年の蓮池藩の江戸防御役（江戸市内警備）に三十貫、天明二年同藩の公家衆御馳走役に七十八貫の合力を行っている。こうして安永末年になると大坂上米は一万石不足し、

大坂の銀方から訴えられ、相続方相談役坂部次郎左衛門ほか五名が役方の辞退を申し出ている。安永九年から七か年間賦課されていた御馳走米も家中年來困窮の故を以て賦課率を減少しようと吟味されていたが、天明三年（一七八三）には結局「去年畢竟」（去年と同じ割合）「御親類家老千石以上まで、勤は四部、休息は五部を課することになった。」^③

こうして

重畳御賢慮遊ばれ候処、木火土金水穀の六府全く相備わり、国用乏しからざる通りこれなくては御永統の基本相立ち難く候条、御内外の役々其旨を守り、新地開発、諸産物繁育の仕組厳密に讃談を遂げ相勤むべき旨仰せ出され候^④

という財政難克服政策として新田開発をはじめとする殖産興業政策が実施されるのである。

六府方の仕組 擲（干拓）による新田開発策は安永七年（一七七八）七月、長尾矢治馬（東郭）が献策したものである。『文化二年着到』によると彼は鍋島帯刀組に属する切米五十五石、内、加米十石の中級武士である。長尾矢治馬の献書は次のようである。

近年臨時費が打ち重なつて、公辺其外莫大の御入方で何分にも省略しにくく、年々過分の不足があり、ただ今のままでは藩財政維持の見込みがたたないので、与賀・川副・嘉瀬・白石方面の潮の外潟一通り皆もつて擲を築き立てたい。これは大事業であるので御家老一人専任させ、十か年計画で万端相任せ、一般行政とは切り離して紛骨さし部らせたら六千町の新田を拓き、約三万石の御物成（税收）の増加となる。その仕組は次の通りである。^⑤

一、寺社方が主催している万人講を擲先（干拓係）につけ、竹木、郷物そのほか係役人の役料や飯米を一切整え、御本方（御蔵方）の銀米を費消しないようにする。

一、新擲の儀は専ら国益になることであるから、夫丸（人夫）、郷物、郷の貫立銀をもって築き立てなくては郷内の衰微に相成り、却つて莫大の害に相成るので夫丸・郷物は一切さし出さないようにする。もっとも汐留等の節、過分に人夫入用の節は耕作の手透を相考え、賃金をもって雇い入れ、郷物の儀は買い整えるようにすること。

一、築き立ての人夫や最初に作る者はなただけ旅人を滞在させたい。そして国内居住をさしゆるして、本田を作る百姓が絶対に新田の方に入り込まないようにきびしく取り締りをする。もっとも、人が多い在所で本田の障りにならない百姓は見計いを以てたずさわるようにすること。

一、新地を築き立てたものは佐賀領内、他領の差別なく四部六部（四対六）ないし、七部三部（七対三）、に分配する。たとえば百姓が築き立てたもののうち七十町は御上（藩主）にさし上げ、三十町は其者に下付する。土地を広めたものは奨励のため、土地の広狭に応じ、侍・手明鐘の格にも仰せつけ、そのほかは御歩行、足輕にも召し成され、三部の地を御免許田の印とともに給付されたい。

一、特別のことであるから、牢人等、仰せつけられたものでも、築き立てたならば三部の免許田を下されること。

一、諸切米取の給人は寺社家に限らず、築き立てた擲地を切米の分として渡してくれるように願ったならば、只今まで切米代地等、仰せつけられた形で切米だけを擲地で相渡され、三部の所は自余同様、御

免許田を下されること。

一、御家中上下寺社家に至るまで知行取の面々でも築き立てを願ったならば自余同様三部の築き分けを、仰せつけられること。

一、祠堂につけたいと願った寺院の儀も築き立て次第、搦地で差し出されること。

一、野山のほか本田の障りにならない場所を開くことは追って相違すべきこと。

この企画に対し土地を広め人民を集めたものを勲功によって侍・手明鑑にすることは容易なことではないので「其節の趣」によって吟味することにしたが、そのほかは何れも書載の通り裁可されたのである。そして長尾矢治馬は同年「搦方附役」を仰せつけられ、柳川そのほかの隣国に見物のため派遣されたのである。

六府方の経費 なお六府方に要する経費は

右役内御遺料の儀、皿御山方、御山方の儀は御側（御懸硯方）より差し出され来り、御陶器方、御牧方は打追いの通り御蔵方より相渡さる儀に候えば搦方御遺料の儀、格段御蔵入より差し出され難きにつき、万人講の儀は元来御上修理の寺社修理用として願により差し免され来り候を六府方御引き請け相成り、東西、東は南光院（高木町の愛宕社）境内、西は伊勢屋町大神宮境内二カ所に興行場相定め、御益銀の内、四部（四割）通りは寺社修造用として御相続方御取納め相成り、一部（一割）通りは救急料に相備えられ、五部（五割）通りは諸惣築き立て用、扱又、諸物産仕立方其外御遺料に相定められ候、惣じて新搦築き立てについては郷夫差し出され候わで相叶わず候えば、相定め候郷夫の外臨時に出夫相懸け候ては郷内難渋に及ぶべし、万人講の儀は御領中万人の集材にて万人の力を以て新地開発候えば、又々人民御救いの道理にも相当

り候御趣意を以て右の通り仰せつけられ候

とある。これによると里御山方・御山方の費用は御側すなわち懸硯方から、御陶器方・御牧方の費用は御蔵方、そして搦方のそれは万人講の利益のうちから五部（五割）をあてることになった。この文の補注に「本文四部通りは寺社修造用に相備えられ候えども諸寺社へ配当これなし」とあるので万人講連上銀のほとんどは搦方にむけられたと考えられる。万人講や千人講については『鍋島直正公伝』に

講は今の富札の類にて万人講、勧化講の名称あり。是より得たる利益を一つ財源にあて、以て用帑の困難を濟いき、此の如き用度の補充は既に公（治茂）の時代より始まりたりしなり

とある。『泰国院様御年譜地取』にも

御下国料并江戸御遺料大坂遺料大坂表調達申し来り候えども、一向相整えず候、然る処、御用達どもより千人講日闔差し免され候はば、只今迄百五十貫目先納仕り、追々三か年の内には千貫目相納め申すべき旨相願ひ候、容易ならざる儀に候えども外に調議の道これなく、反的御危急には相替われ難きにつき、吟味の上差し免され候

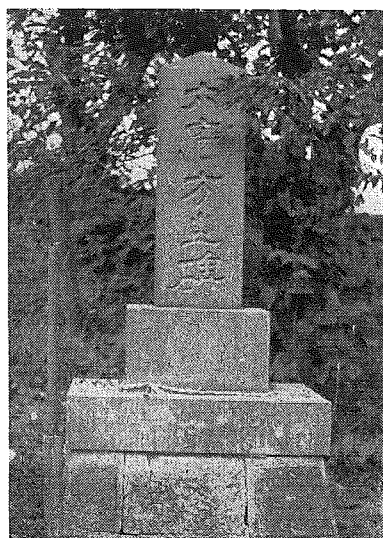
とあるように庶民を対象にして一定の日に開催される富くじで、それを札元たる御用商人や寺社に開かせ、その利潤を寺社の造営費や藩の特別税収の一部にあてたものである。

万人講が搦方の管理化に移ったのは長尾矢治馬が搦方の設立を上申した安永七年（一七七八）と推察されることは佐賀郡大堂六所大明神修造用として宝暦年間に許可されていた万人講が安永七年六府方にとりあげた事例があげられる。^⑬牛尾山別当坊（小城郡小城町三里池上）焼失後の修造のため許可されていた万人講も

何時のころからか六府方に移され、その代りに正銀三十貫目が給されている。^④
 そしたら搦方の費用は何故に講の益銀から支出されたであろうか。

先ず以て当然御内外より四百貫目位の御備えこれなくては取り懸りも相叶わざる故、右銀何の筋に相整えるべき哉と重畳評議仕り候半に御座候、殊に一旦築き留め候ても熟地に相成るべき哉も計り難きについては、御借銀を以て築き立てこれあるべき様も御座なく、尤も米価高値について少々売間(利潤)御余計はこれある儀には候えども、右は^{よんどころ}抱なき御借銀口も御払い込みにも相成り、且つ当時郷村津内飢饉に及び候体の者夥しくこれあり、右御救い方にも唯今まで過分の出方にて、此末、猶又、御手当これなくて相叶わず、当秋迄の間、余程の儀と相見え候、右については搦築き立て迄の御手当行き届かず、自然其儘差し置き候ては所詮、何時に相成り候ても御取箇相増し御遣合いの道相立ち候処に参りつかず、前断四百貫目位にては全く御成就相成るべき哉計り難く、大難を請け候場所候えば、自然相崩れ候節は幾度も御普請これなくて相叶わず、大摠の御入方にて中々手当行き届くまじく、夫とも其俵差し置き候ては最前の四百貫目空しく相成り候通りにては相叶わず、せめて外に壹万兩程の御気当^(手カ)これなくては熟地相成るまじく、ここによりて吟味を遂げ候ハ千人講の儀明年中御猶予成し下され候わば右位は御益しこれあるべし、右を以て、追々六府方へ相渡し、全く熟田に相成り候通り仕り度く候^⑤

これによると、借銀を以て干拓の経費にあてると熟地となるまでに相当危険が予想される。というものの、蔵方からの四百貫目位の支出では不足するし、売米の利潤は貧者の救済に向けねばならないという事情があったのである。



六府方の碑(杵島郡福富町東六府方)

殖産事業の進展 六府方設立後二年を経た天明五年(一七八五)には搦方役人八谷善兵衛の指導で前田善五左衛門ら二〇名の地方の資金援助をえて伊万里川の川口の最大の新田「八谷搦」が完成した。^⑥なお伊万里郷に接する小城藩領山代郷においては寛政十一年(一七九九)塩田の造成も完了しているが、これは同郷鳴石浦新堀で、これは楠久新村と改名されている。^⑦

白石地区においては天明四年四月御新地方で築き立てていた「横辺田六角郷、中郷三十四町五反八畝十二歩」が六府方に引きつがれた。^⑧さらに藩宮秀郷福富崎の新堀は同年九月から工事が始まり、翌六年には新堀地鎮護のため竜王社が建立され、(杵島郡福富町東六府方に現存する。)同年八月には永池水道から水を引くため、長さ一一〇一間、幅二間の新水道の疏水ができた。^⑨寛政二年(一七九〇)二月には福富村新堀が大半成就

し、数軒の小屋が建てられ、諸方より移住者があったので福富新村という新村が誕生した。^⑩このように開拓がすすむにつれ白石地区は益々用水が不足したので、同十二年焼米村(北方町焼米)に新しい堤、中谷堤を築いて回水した。現在の焼米堤である。^⑪

こうして寛政末年になると干拓の成果が上がり、御蔵入有田郷の村々より、米六斗ずつ、白石四郷の村々より小俵三十四俵が初穂料として献上

されている。治茂治下の干拓の総面積や収穫は次の通りである。

天明三卯年より文化元子年迄新掘出来立て候所の秀郷福富新村遠江牛屋、諫早町西葉田浦、川副犬井道、伊万里早里崎、楠久鳴石浦其外成就相成り候田畠、八十町五段六部余、凡そ地米六百七拾式石四斗余、文化六己年御蔵方相つけられ候^{⑤③}

これは六府方が設置された天明三年（一七八三）から文化元年（一八〇四）まで二一年間の干拓の成果とみてよいであろう。安政三年（一八五六）「川副下郷、白石秀郷、田中郷、伊万里郷、六府方掘御物成目安」によると「地米七百九拾式石斗九合」の干拓収穫高が記されている。これによると文化元年から安政三年までの五二年間に百十八石余しか増えていないことがわかり、治茂統治下における干拓がいかに成果をあげたかがわかる。そして享和元年（一八〇一）になると従来五万石であった大坂回米が二万石増して七万石になり、今までのように本藩の蔵屋敷だけでは収蔵できないというので支藩の鹿島藩蔵屋敷を買収し、さらに三年後の文化元年（一八〇四）には三〇坪ほどある大坂上福島にある中国筋（藩名不詳）の蔵屋敷を買収している。^{⑤④}

なお、享和二年十月には肥前米は建米に選ばれたのである。建米（楯米）とは大坂堂島の米取引において一年を三回にわけて各期間の売買の基準になる米を仲買各自が入札を以て月行事・年行事立会の下に定めたもので、建米となることによってその藩の蔵米価額が他藩のそれより騰貴して藩の収益増加となる。そこで各藩は競って自藩の上米が建米になるように運動したのである。享和二年秋に佐賀藩の大坂回米が建米になったのは「近年の大坂御登高の定石数出入なく連続仕り、御売方其外作法これあり^{⑤⑤}」というように当時の大

坂上米が長期間にわたって一定量が順調に回送された実績が大坂の米商人たちの信用を博した結果と思われる。

4 大庄屋の整理

大庄屋と代官 本藩においては、大庄屋は蔵入地のみならず配分地にもおかれ、大体「一郷に屯人宛」配置された。その数については、『鳥ノ子帳』には「廿屯人」とある。記された年月は不明であるが、恐らく大庄屋整理後余り時を経ていないころと思われる。「御領中已前大庄屋建て置かれ候郷々」によると養父・三根両郡に二人、神埼郡山内^{さな}に入れて七郷に七人、佐賀郡山内に入れて一三郷に一三人、小城郡山内に入れて六郷に六人、杵島郡一二郷に一二人、藤津郡四郷に四人、松浦郡皿山^{はら}に入れて四郷に四人、高来郡二人、彼杵郡に二人、総計五二人に及んでいる。一五〇年ほどに三一名の定員増が行われている。その職務内容は『明和改正記録』や『皿山代官旧記覚書』によると貢租の徴収、検見願出の取次、庄屋の選任、宗門改、郷普請、拝借銀、囲米、買米などの申請など多方面にわたっている。

大庄屋給米については『鳥ノ子帳』に

大庄屋給米屯人に切米式拾石、使前料二十六石宛、小庄屋屯人ニ切米拾石・散使料六石宛

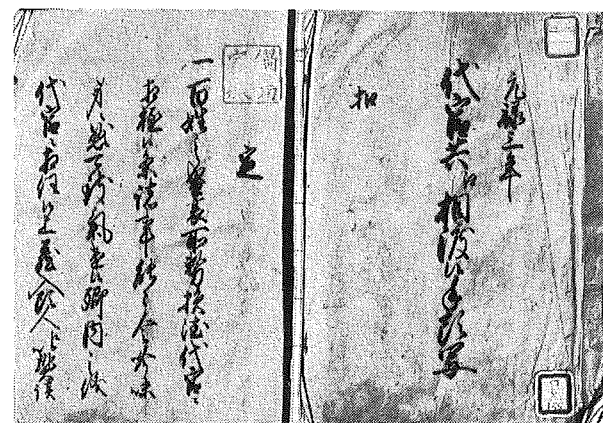
とあるし、寛政元年（一七八九）の『巡見録』には藤津郡能古見郷大庄屋中川善右衛門は巡見使に対して「大庄屋給米三拾石、小庄屋給米七石」と報告している。使前料は元禄五年（一六九二）『郡方手頭^{てがひ}』にある一万石につき二百石の点役に相当すると考えられ、後世になっても給されたと思われるので、大庄屋給は時



『明和御改正記録』（佐賀県立図書館蔵）

また荒子・身売などの農民奉公人の不足は安永期からみられたが、天明期になるとこれに乗じて彼等の横暴は目に余るものがあり、「耕作専要の時分、虚病を構え、数日差し明け候体の儀、多くこれある」ような状態であった。⁶⁰ しかも荒使子の絶体数の不足は如何ともし難く、天明六年（一七八六）になると再び一年内の期限内で旅日傭の雇い入れを許可しなければならなかった。⁶¹ そしてこの傾向は寛政期に入っても改まらなかった。

さらに貨幣経済の発展は商品の農村流通を促進し、自給自足をたてまえるとする農民生活の維持を困難にし鍋島藩政下の農民は、「身易き渡世に相携る」商人と化し、「郷内の風俗日に増し猥りに成り」⁶²「風俗花美の筋に移り安く、律義質素を失い」



『元禄3年（1690）代官共へ相渡し候手頭写』（佐賀県立図書館蔵）

がたつにつれて増加されたと思われる。

なお、当藩における代官は天正のころから設けられたものといわれ、当初はいわゆる「上納取立役ノ如キ者」⁶³であったが、慶安・明暦のころになると『鳥ノ子帳』にあるような単なる租税徴収役ではなく、百姓の盛衰について責任を負わされ、庄屋の選任権を有する行政官にまで成長していた。そして代官は郡代とその権限を同じくし、前者は蔵入地、後者は配分地とその管轄を異にしていた。⁶⁴ その定数は元禄三年（一六九〇）六月二十一日の『代官共へ相渡し候手頭写』によると与賀下郷・白石郷六角・伊万里有田横田・三根養父・嘉瀬新庄・両山内本庄鍋島・白石両郷中郷・上佐賀下中佐賀・巨勢神埼・諫早七浦・川副三郷の十一か所に設置されている。『明和御改正記録』代官の項によると安永六年の改革によって従来の六人から四人に減った

とある。したがって元禄以後、一人から六人とあり、さらに治茂の襲封二年後に四人に減員されたことがわかる。

大庄屋整理の背景 寛政元年（一七八九）六月、同二年六月、同四年六月、七月、同八年八月、同九年五

農民の生計を困難に陥し入れていた。^{⑤2}

そこで藩は天明元年（一七八一）郷村行政の一切を大庄屋に委任したが、世襲制の大庄屋ではその成果を十分あげることができなかった。^{⑤3}これは『明和御改正記録』に

近年大庄屋芸風俗悪しく郷村の為に相成り候了簡の者寡く、奢をいたし百姓へ貫物（ぬきもの）を相懸け候体の儀にてこれある趣相聞え候、右体の者は穿鑿（せんさく）いたし其（その）申し付け候儀当然に候えども、唯今迄は世上の風俗に連れて一体の覚悟を忘却せしめ罷りあるにてこれあるべし

いわゆる旧来、租税賦課、人別改めなど郷村行政の第一線にあった大庄屋が安永・天明期の太平ムードにおられて豪奢な生活を営み治茂の企図する農村振興打開者としての適格性を失っていたからであった。

大庄屋廃止と在住代官 こうして寛政末年にいたって大庄屋にかえて代官を設置することにした。これは「右三か所え代官定居致し」^{⑤4}あるいは「諸郷一統在住代官役仰せつけられ候について」^{⑤5}とあるように任地に在住していたのである。そして代官所の周りには柵をめぐらし、棒さしを立て、農事を怠る百姓を手鎖（てくさり）をつけて監禁する留置所も屋敷内に設けられていた。窯業地有田にあっては寛政以前にあって『葉隠聞書』の口述者山本常朝の父、神右衛門重澄のように「皿屋へ相詰め申し、皿屋代官、仰せつけられ」たものもあったが、一般に代官は郷村に在住せず、現地行政は大庄屋に委任されていた。しかし、寛政十年（一七九八）十二月、まず、試験的に三か年問、三根養父・上佐賀下郷新庄・横辺田両郷の三郷を指定して代官を在任せしめ、郷普請（郷内の土木工事）、検見、取納、年季講、田居付（田の植付の割り当て）、管請（申請書受付）等の一切行政事務にあたらせたのである。^{⑤6}この三郷は「御試みとしての至つての難郷」^{⑤7}で「年に寄り苗立て

在住代官の配置（『泰国院様御年譜地取』寛政12年6月22日）

悪しく不足に及び（中略）諸郷ともに年々御物成の内、宜しき粃（かき）を相運び春まで粃にて囲い置き候様^{⑤8}というような米作不振のところであった。

この三か所の在住代官の設置は「御試みの儀に御座候えば（中略）御趣意の通り行き届き候趣に候わば追々には御領内一統同様の御仕成、仰せつけらる」というように、この試みが成功すれば領内全体にこれを配置しようとする意図でなされていた。この計画は功を奏して寛政十二年（一八〇〇）一月には「難郷」と称せられた三根、養父地方でも「格別郷村の取締り宜しく、人氣感服仕り候様相見え候」という好成绩であったので、同年六月になると、次のように全蔵入地を地区にわけて七人の代官を在任せしめた。^{⑤9}

- （一）、三根、養父 諸岡彦右衛門
- （一）、神埼里目
- （一）、白石四郷 山本権之丞
- （一）、諫早七浦

一、伊万里
一、有田皿山
石井五郎太夫

一、上佐賀上下
一、新庄郷
一、なべ島村
一、両山内
村岡喜左衛門

一、与賀上下
一、本庄両所
一、嘉瀬郷
一、晴気郷
志波喜兵衛

一、横辺田両郷
一、橋下郷
入江善次郎

一、川副三郷
一、中佐賀郷
一、巨勢郷
福井甚兵衛

そして「大庄屋は相省かれ、他方取合事等これあり候節は代官下役より大庄屋の名目を以て取り計い置く」
ようになったのである。^⑦かくて領内行政は代官の一手に委任された。もともと藩境の伊万里郷・有田郷・三
根養父三郷においては境を接する唐津藩・対馬藩・久留米藩に大庄屋がおかれている関係で寛政十一年（一

七九九）以後も残置されたのである。^⑧支藩をはじめとする大配分地においても同様残されている。これはそ
れぞれの領主の主権を一応認めていた関係であろう。

注

- ① 『泰国院様御年譜地取』安永元年二月二十九日、
同三月十五日、十六日、二十九日
- ② 『治茂公御年譜』安永二年正月十八日
- ③ 『御仕組八カ条』この書は明和四年（一七六七）
佐賀藩士某が七代藩主重茂に献じたものである。
森田誠一論文「細川重賢と堀平太左衛門」『日本人
物史大系』第四巻所収、同「能本藩」『物語藩史』
第八巻所収
- ④ 『泰国院様御年譜地取』寛政十年八月二十三日、
同右、寛政二年十二月二十五日
- ⑤ 『銀台遺事』
- ⑥ 『泰国院様御年譜地取』天明五年十二月二十九日
同右、天明六年十二月七日
- ⑦ 『徒罪方達帳写』
- ⑧ 『泰国院様御年譜地取』天明八年六月二日
同右、天明八年十一月六日
- ⑨ 同右、同日の条
- ⑩ 『徒罪方達帳写』寛政二年十二月二十九日
- ⑪ 『葉隠聞書』夜陰の閑談
- ⑫ 『泰国院様御年譜地取』天明七年十月二日
- ⑬ 治茂公御代『庁書日用聚分韻略』享和二年酉二月
七日
- ⑭ 同右、享和元年二月十六日
- ⑮ 同右寛政十二年四月二十四日
- ⑯ 『泰国院様御年譜地取』享和三年十二月十一日
- ⑰ 同右、寛政二年十二月二十九日
- ⑱ 『徒罪方達帳写』
- ⑲ 『泰国院様御年譜地取』寛政二年十二月二十九日
- ⑳ 同右、寛政七年十月十二日
- ㉑ 同右、寛政九年二月十一日
- ㉒ 同右、寛政八年十一月十四日
- ㉓ 同右、寛政九年二月二十三日
- ㉔ 『教諭御書付』『鳥栖市史』資料篇第三集
同文の写しが「律例」である。
- ㉕ 「科一通」『治茂公御年譜地取』所収
- ㉖ 『泰国院様御年譜地取』天明三年

- ③2 『佐賀県災異誌』
 ③3 『泰国院様御年譜地取』天明三年十二月一日
 同右、安永六年三月三日知らず
 ③4 同右、安永三年三月九日
 ③5 同右、安永六年四月七日
 ③6 『御物成并銀遣方大目安』天明二年
 ③7 『泰国院様御年譜地取』安永九年一月
 ③8 同右、天明三年七月二十六日
 ③9 同右、天明三年「六府方相立てられ候御主意の大
 概」
 ④0 同右
 ④1 同右、安永四年末三月日不知
 ④2 同右、天明七年月日不知
 ④3 同右、寛政二年十二月二十九日
 ④4 同右、天明四年三月三日
 ④5 『伊万里市史』続篇
 ④6 『泰国院様御年譜地取』寛政十一年四月十八日
 ④7 同右、天明四年四月三日
 ④8 同右、同年九月十七日、同右、同五年七月二十八
 日
 ④9 同右、同五年八月四日
 ⑤0 同右、寛政二年二月九日
 ⑤1 同右、寛政十二年七月八日、同七月十二日

- ⑤2 『泰国院様御年譜地取』天明三年「六府方御立て
 られ候御主意の大概」
 ⑤3 同右、文化元年六月十五日
 ⑤4 同右、享和二年十月二十二日
 ⑤5 『明治二十七年談話日記』
 ⑤6 城島正祥論文「佐賀藩における近世風代官の成立
 する過程について」『史学雑誌』第七四篇第六号
 ⑤7 『佐賀県災異誌』
 ⑤8 『泰国院様御年譜地取』寛政四年十二月二日
 ⑤9 同右、天明四年二月十八日
 ⑥0 同右、天明六年三月二十三日
 ⑥1 同右、天明五年十二月二十九日
 ⑥2 天明元年『定書』大庄屋中
 ⑥3 『泰国院様御年譜地取』寛政十年十二月二十四日
 ⑥4 同右、寛政十二年六月二十二日
 ⑥5 同右、寛政十年十二月二十五日
 ⑥6 同右、同十二年一月十八日
 ⑥7 天明元年『定書』大庄屋中
 ⑥8 『泰国院様御年譜地取』寛政十一年五月十七日
 ⑥9 同右、同十二年六月二十二日
 ⑦0 同右、同十一年五月二十九日
 ⑦1 同右、同十一年五月二十九日、伊万里市『前田家
 文書』「天保六年御達書帳」

三 佐賀城と城下町

(一) 佐賀城・蓮池城の築造

『慶長肥前国絵図』の佐賀郡の個所をみると、袋村（佐賀市本庄町袋）の北に「竜造寺城」その東に木原村をはさんで「蓮池城」が明記されている。竜造寺城とは『焼残りの反故』に「亀の城と云う也、本丸は今
 の諫早屋敷也」とある。諫早屋敷は、現在の佐賀県立佐賀西高等学校の南部から西部にわたる地域で、佐賀
 城の一部である。すると、慶長年間には竜造寺城すなわち佐賀城と蓮池城が佐賀領内に併存しているよう
 である。初代藩主鍋島勝茂が慶長六年（一六〇一）三月、江戸参府の途中、伊豆の三島から留守を守る家老の
 鍋島生三にあてた書状の一節に②

蓮池天守雨もり候間、今の分二候ハ、材木くさり候ハんと存じ候条、かわらしゆっくい念を入れ申しつ
 べく候、雨前に天守おうへ・道具の間しゆっくい出来候様ニ然るべく候、自然難儀候はゞ天守のおうえ計
 りをしゆっくいさせ申すべく候

これによると勝茂は蓮池城の天守閣の雨もりにより、材木が腐ることを心配して漆喰を入念にすべきことを